

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

「セルフエステ」は クーリング・オフ 対象外



エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、期間が1カ月を超え金額が5万円を超える場合、クーリング・オフができますが、歯のセルフホワイトニングなど、自身で機器などを使用するセルフエステは一般にクーリング・オフはできません。

例えば次のようなトラブルがあります。

事 例

- 「1カ月無料、無料期間中に解約可能」と言われて契約したが、無料期間内に解約を申し出たところ、事前に説明のなかった違約金を請求された。
- 回数券を契約後、長期的に通えるか不安になったのでクーリング・オフを申し出たが応じてもらえなかった。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 「セルフエステ」は、一般にクーリング・オフできません。
- 「セルフエステ」は安価であることが多く、手軽に試しやすいですが、契約する際には契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。
- 困ったときはすぐに消費生活センターなどに相談しましょう。